

柳井市国土強靭化地域計画【概要版】令和7年11月

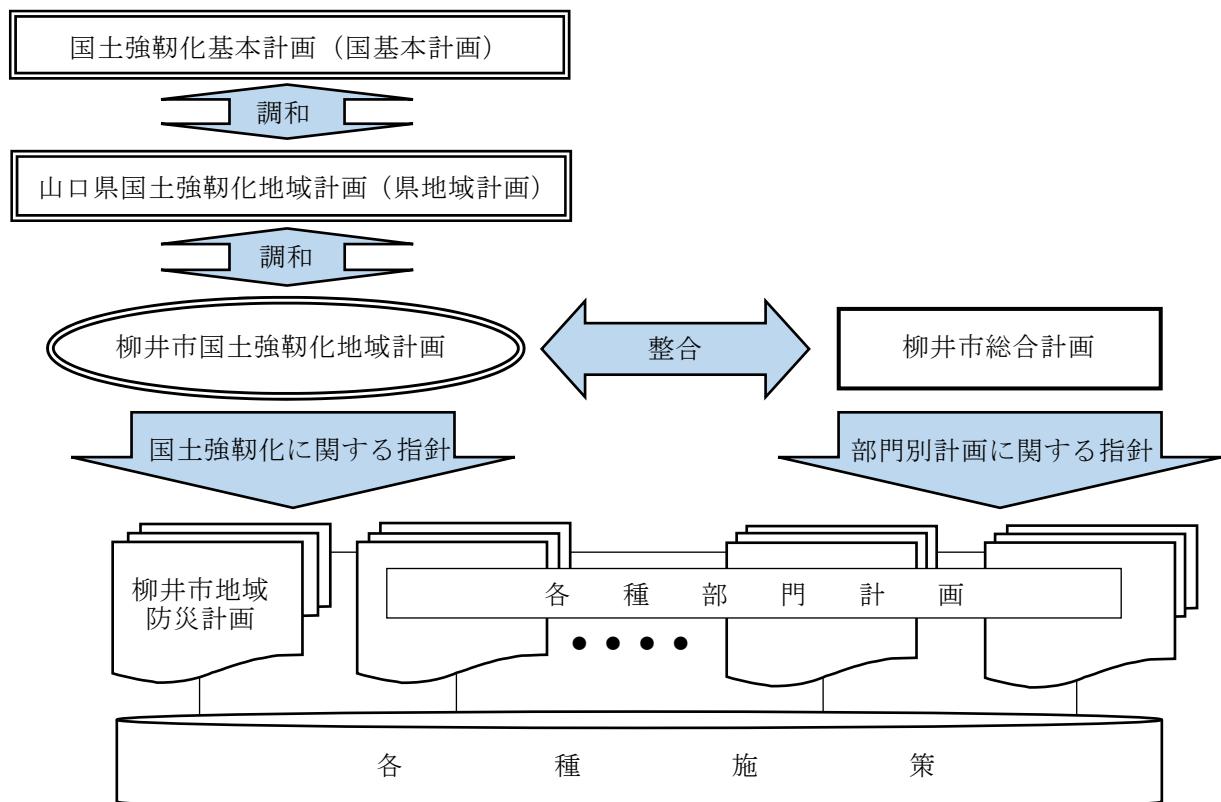
はじめに

(1) 計画策定の趣旨

- 国土強靭化は、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。
- 今後の本市の強靭化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために「柳井市国土強靭化地域計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 国土強靭化基本法第13条に基づき、本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けるものです。



(3) 計画期間

- 令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

本計画の計画期間

令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間

1 基本的な考え方

(1) 基本目標

- 本市においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。
- 本計画では次の4点を基本目標として、国土強靭化の取組を推進します。
- 基本目標は、国基本計画及び県地域計画と同一の基本目標とします。

基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 想定するリスク

(1) 対象とする自然災害

- 本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている次の3つの大規模自然災害を想定しています。

- ①大雨による浸水・土砂災害
- ②台風による風水害及び高潮災害
- ③南海トラフ地震等による地震・津波災害



H17.7豪雨 柳井駅南北地下道



H21.7豪雨 余田地区市道尾林線

3 脆弱性評価

(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。
- 本計画では、国基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
	1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	
	1-3	高潮など異常気象等による長期的な浸水	
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2 【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5 【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止	
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	
	5-4	食料等の安定供給の停滞	
6 【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	
7 【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出	
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
8 【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失	
	8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

(2) 本計画における施策分野の設定

- 脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靭化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。
- 国基本計画を踏まえ、県・市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- ①行政機能 ②住宅・都市／環境 ③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー ⑤情報・通信 ⑥交通・物流
- ⑦農林水産 ⑧国土保全・土地利用

(横断的分野)

- ⑨リスクコミュニケーション ⑩官民連携 ⑪老朽化対策

(3) 脆弱性評価の結果

- リスクシナリオ及び施策分野ごとの主な脆弱性評価の結果は以下のとおりです。

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

(脆弱性評価の流れ)

前提となる事項の設定

脆弱性の分析・評価

推進方針

①「事前に備えるべき目標」の設定

②「起きてはならない最悪の事態」の設定

③施策分野の設定

①「最悪の事態」ごとに事態回避に向けた現行施策の対応について分析・評価

②施策分野ごとに分析・評価

対応方策の検討、推進方針として整理

4 強靭化の推進方針

- 推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。
- 8つの個別施策分野と3つの横断的分野について、それぞれの推進方針は以下のとおりです。
- これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する箇所等を明確にした上で、関係箇所等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮するものとします。

1) 行政機能 [個別施策分野]	5) 情報・通信 [個別施策分野]
①防災拠点となる公共施設等の強化【危管】 ②業務継続計画(BCP)の実効性に向けた取組 【危管】 ③応援協定の締結・拡充【商工・危管】 ④避難体制の整備【危管】 ⑤中山間地域の避難対策【危管】 ⑥消防団員等の確保・育成【危管】	①業務継続計画(ICT-BCP)の推進【政企】 ②多様な情報伝達手段の確保【危管】 ③災害時の情報伝達の強化【危管】【政企】 ④通信事業者等の災害対応力強化【政企】
2) 住宅・都市/環境 [個別施策分野]	6) 交通・物流 [個別施策分野]
①学校施設の長寿命化【教総】 ②住宅・建築物等の耐震化【建住】 ③都市の防災機能の向上【都計】 ④住宅の防災対策の推進【危管】【建住】 ⑤文化財防災対策の促進【文財】 ⑥内水対策の促進【下水】 ⑦上下水道施設等の耐震化等の促進【下水】 ⑧有害物質対策の促進【市生】 ⑨災害廃棄物処理対策の推進【市生】	①道路の防災対策の推進【土木・都計】 ②道路ネットワークの整備【土木・都計】 ③港湾・漁港施設の整備等【土木】【経建】 ④救援物資の輸送等【土木】
3) 保健医療・福祉 [個別施策分野]	7) 農林水産 [個別施策分野]
①社会福祉施設の耐震化【社福・こサポ・高支】 ②災害医療に係る関係機関の連携強化【健増】 ③要配慮者対策の促進【危管】 ④感染症対策の推進【健増】【危管】	①農地防災の推進【経建】 ②農業生産基盤の整備【農林・経建】 ③農業生産体制の強化【農林】
4) 産業・エネルギー [個別施策分野]	8) 国土保全・土地利用 [個別施策分野]
①企業BCP策定の支援【商工】 ②電力の安定供給体制の確保【商工】【危管】	①津波・高潮対策の推進【経建】【経建・土木】 ②洪水対策の推進【土木】 ③山地災害対策の推進【経建】【農林】 ④土砂災害対策の推進【土木】 ⑤迅速な復旧・復興に向けた取組【建住】
	9) リスクコミュニケーション [横断的分野]
	①地域防災力の充実強化【危管】
	10) 官民連携 [横断的分野]
	①応援協定の締結・拡充【土木・危管】
	11) 老朽化対策 [横断的分野]
	①公共施設等の適切な維持管理【財政】

5 計画の着実な推進

- 国土強靭化は、県・市・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「柳井市防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。
- 毎年度、重要業績評価指標（KPI）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の推進状況等を、各箇所で構成する「柳井市国土強靭化地域計画推進本部」において把握し、検証を行った上で、「柳井市防災会議」の意見等も踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、P D C Aサイクルにより計画の進行管理を進めます。

